

令和8年度外部評価 事業評価シート

No	1	事業名	せん定枝リサイクルプラント事業
----	---	-----	-----------------

所属	環境部 ごみ資源循環課 清掃事業所 事業係 産業部 農務課 振興係	事業開始年度	平成12年度
事業内容	市内で発生するせん定枝を「せん定枝リサイクルプラント」でたい肥化し、農家などにたい肥を配布しています。		
目的	市内から発生する果樹、街路樹、庭木等のせん定枝をたい肥化し、資源を有効利用することにより、環境保全型農業の推進を図ることを目的としています。		
根拠法令等	・安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		
総合計画	・分野別計画16 環境 (2) 資源循環・ごみ減量 ・分野別計画5 農業 (5) 環境保全型農業の推進		
関連事業	なし		
事業の必要性	一般廃棄物として排出されるせん定枝を、市として適正に処理する必要がありますが、焼却により処理することも可能です。 【市民ニーズ】たい肥を農家や市民に無償配布しておりますが、配布人数は市民全体の1%未満となっております。 【行政が行う必要性/民間による代替性】近隣にせん定枝をたい肥化している事業者は存在しないため、行政が担うことで成立している事業ですが、多額のコストをかけて継続すべきか再考する必要があります。		

【実施状況】どのような活動をしてきましたか

活動実績	施設への搬入量と搬出量 (kg)			
		せん定枝搬入量	たい肥搬出量	クリーンセンター搬出量
	令和3年度	1,929,410	832,313	707,140
	令和4年度	2,052,300	781,874	744,820
	令和5年度	1,939,900	816,879	514,380
	令和6年度	2,193,310	723,008	920,200
	令和7年度	2,171,690	794,367	964,680
	施設の利用件数 (件)			
		搬入	搬出	
	令和3年度	17,704	2,148	
	令和4年度	18,762	2,395	
	令和5年度	18,139	2,931	
	令和6年度	19,603	2,453	
	令和7年度	20,760	2,370	

【事業費】どのくらい市税等の一般財源が投入されていますか。どれくらい費用が掛かっていますか。

年間事業費等の推移	No	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①	事業費(決算額) (千円)	74,805	64,136	56,747
	事業費内訳	需用費	31,140	21,808	12,222
		役務費	5,706	5,485	4,518
		委託料	37,871	36,759	39,951
		その他	88	84	56
	②	人件費(従事職員数×平均人件費※R5: 6,600千円,R6年度:6,700千円,R7:7,300千円)	13,200	13,400	14,600
		従事職員数 (人)	2	2	2
	③	総事業費(①+②) (千円)	88,005	77,536	71,347
財源内訳		一般財源 (千円)	77,723	66,076	60,109
		特定財源(処理手数料など) (千円)	10,282	11,460	11,238
		財源合計 (千円)	88,005	77,536	71,347

【活動指標】成果を達成するために必要な活動とその量

せん定枝の有効活用量 (たい肥、チップ、丸太の配布量)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)
	1,009 t	1,000 t	1,000 t

【成果指標】この事業が目指す姿と目標値

たい肥による環境保全型農業の実施率 (たい肥の提供を受けた農家数 ÷市内農家数)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和9年度 (目標)
	5.4%	5.4%	5.4%

【課題】成果を達成する上で、課題・障壁となっているものは何ですか

課題	活動実績・事業成果等を踏まえて記入
	周辺のごみ関連施設は老朽化が進み一体的に再整備する方針で、施設の配置を検討するため、プラントのあり方を決定する必要があります。本事業に要するコストは、施設の経年劣化による修繕や、物価上昇等に伴い増加傾向で、開設当初の2倍以上になっており、老朽化に伴う再整備に要する費用も膨大です。 たい肥の受け取りという形で恩恵を受けている市民は全体の1%未満です。

【論点】課題・障壁を取り除くための取組内容

外部評価での論点	せん定枝のたい肥化を通じて環境保全型農業の推進に資する事業ですが、今後継続して多額の費用を投じる必要性(次の3つ)が論点となります。
	・せん定枝の再資源化の必要性 ・現施設で機能を維持する必要性 ・市がたい肥化して配布する必要性 多額の費用を要してせん定枝を再資源化する必要は低いと考え、施設は廃止することを検討しています。

令和8年度外部評価 事業評価シート

【参考比較】

法律や政令等により、市の裁量では、改善、廃止など変更ができない内容がある場合は、簡潔に記載してください。

特になし

他市の
実施状況等

多くの自治体ではせん定枝は「燃やせるごみ」として焼却しており、愛知県内で再資源化を行っている自治体は少ない状況です。

<主な事例>

【豊田市】
「緑のリサイクルセンター」にてせん定枝及び食品残渣等を使用してたい肥（ecoグリーン）を製造し、販売しています。

【半田市】
「リサイクルセンター」にてせん定枝や刈り草を受け入れ。たい肥化やチップ化を委託により実施しています。

【豊川市】
「資源化施設」にてせん定枝や刈り草を受け入れ。せん定枝はチップ化・膨潤品化し販売を、刈り草はたい肥化し無償配布しています。

経年の状況
(事業開始の経緯
や改善の経緯)

平成 1 3 年 農務課所管施設として竣工
平成 1 6 年 環境保全課（現在のごみ資源循環課）に移管